

証券コード 5602  
2021年6月8日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株 主 各 位

大阪市西区北堀江一丁目12番19号  
**株式会社 栗本鐵工所**  
代表取締役社長 菊本 一 高

## 第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第125回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市西区北堀江一丁目12番19号 当社7階会議室  
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第125期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件  
2. 第125期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類および計算書類に関する会計監査人監査結果ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に関する監査役会監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役8名選任の件  
第4号議案 監査役2名選任の件  
第5号議案 補欠監査役2名選任の件  
第6号議案 取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

#### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合  
4～5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時15分までにインターネットにより議決権を行使ください。
- (3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い  
書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。  
また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」「コーポレート・ガバナンスに対する取組みについて」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kurimoto.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。  
したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kurimoto.co.jp/>)に掲載させていただきます。

昨年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

当社は、株主様の感染防止を第一に考え、当社株主総会における、新型コロナウイルスの感染防止に向けた対応について以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 株主様へのお願い

- 株主総会へのご出席を検討いただいている株主様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権は、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）でも行使可能ですので、これらの方法をぜひご活用ください。
- ご高齢の方、基礎疾患がある方および妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えいただくことを含め、慎重なご判断をお願いいたします。

### 2. 当社の対応について

- 当社の運営係員は、検温を含めた体調確認のうえ、マスクを着用してご対応させていただきます。
- 会場受付時に非接触型体温計による検温をさせていただきます。発熱が確認された方、その他ご出席いただくことが適当でないと判断される方につきましては、ご出席をお断りする場合がございます。
- 感染拡大防止を目的として、株主総会の議事は例年よりも短縮させていただきます。また、例年より座席間隔を上げますので、ご用意できる座席数が減少いたします。そのため、満席となった場合にはご出席をお断りする場合がございます。
- 会場で体調不良と見受けられる株主様には、運営係員からお声がけさせていただく場合がございます。また株主様ご自身の体調に異変が感じられた場合には、お近くの運営係員にお声がけください。

### 3. ご来場される株主様へ

- 会場内では常時マスクのご着用をお願いいたします。また、会場受付にアルコール消毒液を設置いたしますので、ご入場の際には消毒液の使用をお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.kurimoto.co.jp/>)に掲載させていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。(議決権行使コード(ID)・パスワードのご入力は不要です。)
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。  
※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

## 2. 議決権行使コード(ID)・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード(ID)およびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

## 3. ご注意

- (1) 行使期限は2021年6月24日(木曜日)午後5時15分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- (3) 書面(郵送)による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

#### 4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」、「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00～21:00)

以上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

## 事業報告 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響が続いており、国内においても緊急事態宣言の発令により一定の成果が見られ、徐々に経済活動が再開されたものの、冬季に入り再び感染が拡大し経済活動が制限されるなど先行き不透明な状況で推移しました。当社グループとしましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、営業・事務部門では在宅勤務等を推奨し、工場の生産部門では、安全と健康を最優先にする対策を取った上で稼働を継続いたしました。

このような状況の中で、当社グループの当連結会計年度の業績は、建築工事の減少などにより「産業建設資材事業」で出荷が減少したことに加え、一部では新型コロナウイルス感染拡大の影響により投資計画が延期されるなどの影響が出始めていますが、一定の受注残を確保していた「機械システム事業」、「パイプシステム事業」などで出荷が増加したことにより、売上高は、前連結会計年度比6,692百万円増収の116,596百万円となりました。

利益面では、「機械システム事業」において追加工事の発生による減益、「産業建設資材事業」において減収による減益であったものの、「パイプシステム事業」において一定の利益を確保したことなどにより、営業利益は、前連結会計年度比332百万円増益の4,673百万円の利益、経常利益は、前連結会計年度比191百万円増益の4,583百万円の利益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等を差し引き、前連結会計年度比400百万円増益の3,174百万円の利益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

「パイプシステム事業」は、売上高につきましては、鉄管部門で出荷量が増加したことに加え、バルブ部門でも民需向けで出荷が堅調に推移したことなどで、前連結会計年度比1,809百万円増収の56,185百万円となりました。

営業利益につきましては、鉄管部門、バルブ部門の増収に加え、各種原価改善に注力したことなどにより、前連結会計年度比749百万円増益の3,087百万円の利益となりました。

「**機械システム事業**」は、売上高につきましては、機械システム部門で大型物件の出荷増に加え、大型工事進行基準物件の進捗が進んだことなどにより、前連結会計年度比6,537百万円増収の31,184百万円となりました。

営業利益につきましては、上記のとおり増収ではありませんでしたが、機械システム部門の一部プラント案件において追加工事が発生したことなどにより、前連結会計年度比409百万円減益の610百万円の利益となりました。

「**産業建設資材事業**」は、売上高につきましては、化成品部門で電力向け、鉄道向け製品の出荷が堅調に推移しましたが、建材部門で建築工事の減少もあり空調製品を中心に出荷が減少したことなどで、前連結会計年度比1,653百万円減収の29,226百万円となりました。

営業利益につきましては、化成品部門での増収に加え、各種原価改善に努めましたが、建材部門の減収の影響が大きく、前連結会計年度比197百万円減益の1,074百万円の利益となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3,401百万円で各工場の合理化、省力化ならびに機能更新を行いました。当連結会計年度中に完成しました主なものは、湖東工場内に新設したF R P製品製造工場の建屋建設および製造設備であり、継続中の主なものは、加賀屋工場の鉄管製造設備であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は2017年12月26日に関係金融機関と契約締結を行ったシンジケーション方式による総額280億円のコミットメントライン契約と総額50億円のタームローン契約の満期終了に伴い、2020年12月28日に関係金融機関との間で、シンジケーション方式による総額300億円のコミットメントライン契約を締結しました。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第122期 2017年度	第123期 2018年度	第124期 2019年度	第125期 (当連結会計年度) 2020年度
売 上 高(百万円)	107,122	108,786	109,904	116,596
経 常 利 益(百万円)	3,077	3,200	4,392	4,583
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,400	2,075	2,773	3,174
1株当たり当期純利益(円)	191.67	165.65	222.83	260.42
総 資 産(百万円)	135,122	136,469	134,216	134,477
純 資 産(百万円)	59,100	58,867	58,876	65,111
1株当たり純資産額(円)	4,658.26	4,633.55	4,750.96	5,245.94

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算定しております。なお、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算定しております。

## (3) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	主要な事業内容	当社の出資比率
栗本商事株式会社	100百万円	ダクティル鉄管・軽量鋼管その他販売	100.0%
ヤマトガワ株式会社	60	ダクティル鉄管・バルブ類・合成樹脂製品・各種鋼管の販売、継ぎ手工事	95.1
株式会社本山製作所	300	各種バルブ、同付属品の製造、販売およびメンテナンス	100.0

(注) 当社の出資比率は、議決権比率を記載しております。

### ② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

##### ① 経営の基本方針

当社グループは、1909年の創業以来110余年にわたり、お客様満足第一の製品の供給とサービスの提供により、社会のインフラ整備、ライフラインや産業設備の拡充に取り組んでまいりました。

引き続き、次の100年に向けて一層価値ある企業であるために、バランスの取れた着実な持続的成長に向けて、企業理念ならびに経営理念の実践を通じ、お客様満足に徹したモノづくりで、社会の生命線と人々の暮らしを守り、社会に貢献してまいります。

また、透明性をもった健全経営を実践し、当社に投資したいと思える「企業価値」を提供し続けるため、積極的な情報開示に努め、社内に優秀な人材を育成し、CSRの充実を図ることを基本方針としております。

##### ② 中期的な課題と経営戦略

新型コロナウイルス感染症の広がりが確認されてから1年以上が経過しましたが、未だ沈静化の目処が立たず、さらなる感染拡大が懸念される中で、当社グループを取り巻く事業環境にも徐々に影響がでてきております。前中期3ヵ年経営計画の最終年度となった2020年度連結業績は、期初の業績予想値と比較いたしますと売上高、営業利益ともに予想を上回る結果となり、前連結会計年度と比較しても増収増益を達成いたしました。セグメントによっては厳しい状況がつつくなど、市場の不透明感は更に増してきております。

そのような新型コロナウイルス感染症の広がりに終息の兆しが見えない中ではありますが、当社グループではこのたび、着実な持続的成長の道筋を付けるために2021年度からスタートする新中期3ヵ年経営計画を策定いたしました。新型コロナ禍でのスタートとなりますが、国土強靱化やカーボンニュートラルに向けた長期的視点での社会からの要請は変わらないとの信念のもと、新中期3ヵ年経営計画では、既存事業のさらなる基盤強化を図るとともに、前中期3ヵ年経営計画期間にて芽吹いた新たな事業の成長を加速化させ、最終年度の2023年度には売上高1,200億円、営業利益55億円を目指します。

また、この社会環境の変化を当社が抱える課題を解決する好機と捉え、業務改革によるニューノーマルへの適応、成長加速化に向けた人材戦略推進に加え、SDGs、ESGを包括したCSR経営の推進により経営基盤強化を図り、企業の持続的成長と収益性の改善を目指してまいります。

これらの目標達成に向けて、当社グループ一丸となって努力を続けてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは次の製品の開発、製造、販売をいたしております。

事業区分	部門	主要製品名
パイプシステム事業	鉄管部門 バルブ部門	ダクト・鉄管（直管、異形管、接合部品）、耐摩耗管、管路の設計・施工・施工監理および管路調査・点検等の維持管理業務、バタフライ弁、ソフトシール仕切弁、スリーブ弁、火力・水力発電設備用バルブ、貯水槽用緊急遮断弁、各種調整弁、高炉用弁類、スプリンクラー用予作動式（負圧湿式）流水検知装置、調節弁、安全弁
機械システム事業	機械システム部門 素形材部門	微粉砕機、分級機、造粒機、乾燥機、焼成機、混合・混練・分散機、反応機、溶剤回収装置、二次電池材料製造装置、各種産業機械、試験機械、プラントおよびシステム設備、鍛造プレス、ベンディングロール、鍛圧機各種周辺装置、プラントエンジニアリング事業、各種プラントの設計・製作・調達・建設・試運転およびメンテナンス、破碎機、粉砕機、搬送機械、耐摩耗鋳物、耐熱鋳物、耐摩耗ポンプ、鉄道用ブレーキディスク、ブレーキライニング、(英) T E R E X F I N L A Y 商品
産業建設資材事業	建材部門 化成品部門	スパイラルダクト、各種フレキシブルダクト、サイレントフレックス、各種消音製品、ステンレスダクト、スーパースパイラル、プレミアムスパイラルダクト、コルエアダクト（段ボール製ダクト）、ワインディングシース、ポリエチレンシース、ワインディングパイプ、梁貫通孔補強筋（スーパーハリーZ）、中空スラブ、各種耐震製品、ハーフプレキャスト製品（カイザースラブ・カイザーバルコニー）、P C a システム階段、消音・騒音対策事業（測定・設計・製作・施工・確認）、透光型吸音パネル（ビューゾーン）、コンクリート構造物補修・補強工事、強化プラスチック複合管（F R P M 管）、強化プラスチック管（F R P 管）、強化プラスチック複合板（F R P M 板）、F R P コア、F R P 引抜成形品、各種合成樹脂成形品、ポリエチレンパイプ

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

株式会社栗本鐵工所	本 社	大阪 (大阪市西区)
	支 社	東京 (東京都港区)
	支 店	北海道 (札幌市)、東北 (仙台市)、名古屋、中国 (広島市)、九州 (福岡市)
	工 場	加賀屋、住吉、堺、交野 (以上大阪府)、古河 (茨城県)、札幌、仙台、知多 (愛知県)、岡山、福岡、湖東 (滋賀県)、滋賀
栗本商事株式会社	本 社	大阪 (大阪市西区)
	支 店	東京 (東京都港区)、九州 (福岡市)
	営業所	沖縄、名古屋、広島、仙台
	工 場	守口 (守口市)
ヤマトガワ株式会社	本 社	大阪 (大阪市西区)
	支 店	関西 (八尾市)、兵庫 (神戸市)、南大阪 (貝塚市)、京都 (京都府久世郡)、三重 (津市)、名古屋、関東 (さいたま市)、東京 (東京都港区)、足立 (東京都足立区)、西東京 (川崎市)、中国 (広島市)、山口 (防府市)、九州 (福岡市)、宮崎、熊本
	営業所	堺 (堺市西区)、和歌山
株式会社本山製作所	本 社	宮城 (黒川郡)
	支 店	東京 (川崎市)、大阪 (大阪市西区)
	営業所	札幌、東北 (黒川郡)、上越 (上越市)、関東 (市原市)、静岡、名古屋 (北名古屋市)、水島 (倉敷市)、徳山 (周南市)、四国 (新居浜市)、大分
	工 場	宮城 (黒川郡)

## (7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,113名	3名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。  
2. 人員には嘱託、雇員を含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,342名	1名増	44.8歳	21.1年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。  
2. 人員には嘱託、雇員を含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,353百万円
株式会社三井住友銀行	4,730
株式会社りそな銀行	3,453
みずほ信託銀行株式会社	2,278
株式会社三菱UFJ銀行	1,851
太陽生命保険株式会社	1,000
三井住友信託銀行株式会社	854

- (注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 39,376,600株 |
| ② 発行済株式の総数    | 13,098,490株 |
| ③ 株主数         | 7,508名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	1,209千株	9.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	798	6.5
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	678	5.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	588	4.8
株 式 会 社 り そ な 銀 行	444	3.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	362	2.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	320	2.6
岩 谷 産 業 株 式 会 社	289	2.3
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	272	2.2
ディエフエインターナショナルスモールキャップバリュー ポートフォリオ	208	1.7

- (注) 1. 当社は自己株式 (880,194株) を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 自己株式には、株式給付信託(BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式24,772株は含んでおりません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 自己株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### (4) 会社役員の状況

##### ① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	串 田 守 可	
取 締 役	岡 田 博 文	専務執行役員 技術・海外・設備・コンポジットプロジェクト室担当
取 締 役	屋 地 幹 生	常務執行役員 パイプシステム・法務・人事・総務担当
取 締 役	新 宮 良 明	上席執行役員 機械システム・品質管理・安全衛生・生産担当
取 締 役	菊 本 一 高	上席執行役員 産業建設資材・技術開発室・物流担当
取 締 役	織 田 晃 敏	上席執行役員 財務・内部統制・総合企画室・関係会社・監査担当
取 締 役	大 槻 延 廣	ニッポー株式会社 顧問
取 締 役	近 藤 慶 子	名城大学学術研究支援センター 産学連携コーディネーター
常 勤 監 査 役	村 田 実	
監 査 役	箱 崎 一 彦	川岸工業株式会社 常勤監査役
監 査 役	有 田 真 紀	日本PCサービス株式会社 社外取締役 株式会社ダイケン 社外取締役

- (注) 1. 取締役大槻延廣氏および取締役近藤慶子氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役箱崎一彦氏および監査役有田真紀氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役有田真紀氏は、公認会計士として財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は取締役大槻延廣氏および取締役近藤慶子氏、監査役箱崎一彦氏および監査役有田真紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 2020年6月25日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって、澤井幹人氏は取締役専務執行役員を退任いたしました。  
 6. 2020年6月25日開催の第124回定時株主総会において、織田晃敏氏は取締役に新たに選任され、就任し、同日付をもって上席執行役員を兼務しております。  
 7. 2021年2月24日開催の取締役会において、菊本一高氏は代表取締役社長に、串田守可氏は取締役会長に新たに選定され、同年4月1日付をもってそれぞれ就任いたしました。  
 また、同日付をもって次のとおり取締役の担当を一部変更いたしました。  
 ・取締役常務執行役員 屋地幹生 人事・総務・法務担当  
 ・取締役上席執行役員 新宮良明 グループガバナンス (安全・品質管理・環境・CSR・監査・関係会社) 担当  
 ・取締役上席執行役員 織田晃敏 財務・内部統制担当

当社は執行役員制度を導入しております。2021年3月31日現在、取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	小 島 眞 也	グループガバナンス・物流プロジェクト・海外特命担当
上席執行役員	佐 藤 尚 人	建材事業部長 兼 大阪本店長
執行役員	斎 藤 直 史	機械システム事業部長
執行役員	福 井 武 久	コンポジットプロジェクト室長
執行役員	宮 崎 隆 行	バルブ事業部長
執行役員	吉 永 泰 治	鉄管事業部長
執行役員	上 田 高 生	化成品事業部長
執行役員	野 口 安 次	財務部長
執行役員	浦 地 好 博	素形材エンジニアリング事業部長
執行役員	丸 谷 等	株式会社本山製作所 代表取締役社長
執行役員	廖 金 孫	技術開発室長

- (注) 1. 2020年12月31日付をもって、近藤一晴氏は上席執行役員を退任いたしました。  
 2. 2021年3月31日付をもって、佐藤尚人氏は上席執行役員を、斎藤直史氏および宮崎隆行氏は執行役員をそれぞれ退任いたしました。  
 3. 2021年4月1日付をもって、次のとおり執行役員の異動および担当の変更をいたしました。  
 ・上席執行役員 小島眞也 産業建設資材セグメント・物流担当  
 ・上席執行役員 吉永泰治 ライフラインセグメント担当 兼 パイプシステム事業部長  
 ・上席執行役員 浦地好博 機械システムセグメント担当  
 4. 2021年4月1日付をもって、美濃雅信氏は執行役員 機械システム事業部長に、佐野康雄氏は執行役員 建材事業部長に、田淵泰志氏は執行役員 バルブシステム事業部長に、藤本容志氏は執行役員 素形材エンジニアリング事業部長にそれぞれ就任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役大槻延廣氏および取締役近藤慶子氏は、当社定款第29条および会社法第427条第1項の規定に基づき、また、当社と監査役箱崎一彦氏および監査役有田真紀氏は、当社定款第39条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。

### ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

#### 1. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

##### a. 報酬等の決定方針等

当社の役員報酬制度は、①持続的な企業業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること、②会社業績・成果、および取締役の役割・責任との連動が高いものであること、③報酬決定のプロセスが客観的で透明性が高いものであること、を方針とすることを取締役会で決定しております。

##### b. 役員報酬の構成

当社の役員報酬の構成は、次のとおりとなっております。

###### ・ 取締役（社外取締役を除く）

社外取締役を除く取締役の報酬は、役位に応じて決定する「基本報酬部分」（全体の80%）および「株式報酬部分」（全体の5%）、ならびに「業績連動報酬部分」（全体の15%）により構成されております。業績連動報酬部分は0%から200%の範囲で変動し、そのうち支給率が、100%を超える部分の50%については、株式にて支給します。

###### ・ 監査役（社外監査役を除く）

監査役の報酬は、「基本報酬」のみとなっております。

###### ・ 社外役員

社外役員の報酬は、「基本報酬」のみとなっております。

##### c. 業績連動報酬等に関する事項

「業績連動報酬部分」は、「営業利益計画達成率（期初計画）」、「営業利益前年度比」、「ROE計画達成率（中期経営計画）」、および「個人ミッション達成度」により算定し、0%～200%の範囲で変動するものであります。変動範囲部分のうち、上記b.のとおり役員報酬全体で100%に達するまでの部分は金銭報酬であり、100%を超え200%までの部分のうち金銭報酬50%および株式報酬50%となっております。

当該業績指標を採用している理由は、取締役が果たすべき業績責任をはかる上で、「営業利益」については単年度業績の指標として、「ROE」については中長期業績の指標として株価との相関関係も高く、それぞれ最も適切な指標であると判断したためです。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績の主なものは、「営業利益計画達成率（期初計画）」は計画3,000百万円に対し、実績4,340百万円で、達成率144.7%でした。「営業利益前年度比」は、前事業年度実績3,003百万円に対し、当事業年度実績4,340百万円で、前事業年度比144.5%でした。「ROE計画達成率（中期経営計画）」は、計画3.00%に対し、実績4.78%で達成率159.3%でした。



#### d. 非金銭報酬等に関する事項

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度として「株式給付信託（B B T（=Board Benefit Trust）」を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「取締役株式給付規程」に従って、業績達成度や役位等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が本信託を通じて、原則として毎年2回給付される株式報酬制度であります。

これにより取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

#### e. 報酬の決定方法

当社の役員報酬のうち、金銭報酬の限度額は、1994年6月29日開催の第98回定時株主総会において、取締役月額27百万円以内（但し、使用人分給与は含みません）、監査役月額5百万円以内と決議をいただいております。これを上限として、役員報酬は、「役員報酬規程」に定める算定方法で算定し支払われます。なお、第98回定時株主総会終結時点において、取締役の員数は20名、監査役の員数は4名です。

また、当社の役員報酬のうち、非金銭報酬の限度額は、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会において、3事業年度で180百万円を上限とすることで、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度の導入の決議をいただいております。なお、第120回定時株主総会終結時点において、取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。

#### f. 報酬の決定手続（決定の委任）に関する事項

当該事業年度に係る取締役の個人別報酬の決定手続は、2020年6月25日開催の第124回定時株主総会後に開催された取締役会決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰しつつ、取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているとの理由から、代表取締役社長 串田守可（以下、「代表取締役社長」といいます。）に一任いたしました。代表取締役社長は、上記b.からd.に記載の算定方法に基づいて、株主総会決議の範囲内で、報酬水準の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、「指名・報酬諮問委員会」に諮問の上、各取締役の報酬を決定いたしました。また、監査役の報酬は、監査役の協議に一任しております。

2. 当事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	金銭報酬 (百万円)		非金銭報酬 (百万円)		給付株式 数 (株)	員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	株式報酬	業績連動 報酬		
取締役 (社外取締役 を除く)	199	151	31	9	6	8,417	7
監査役 (社外監査役 を除く)	19	19	—	—	—	—	1
社外取締役	15	15	—	—	—	—	2
社外監査役	13	13	—	—	—	—	2

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役も含んでおります。  
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、「指名・報酬諮問委員会」にて決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、決定方針に沿うものと判断しております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (15回開催)		監査役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役大槻延廣	15回	100%		
取締役近藤慶子	15回	100%		
監査役箱崎一彦	15回	100%	12回	100%
監査役有田真紀	15回	100%	12回	100%

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役大槻延廣氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、合成樹脂、化学品等の事業分野の専門商社で取締役を含めた要職を歴任され、事業面、経営面双方の豊富な経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会にて経営全般についての発言を適宜行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬の審議において重要な役割を果たしております。

取締役近藤慶子氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、大学研究機関の事務局長や客員教授、科学技術振興機構にて培われた経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から取締役会にて経営全般についての発言を適宜行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬の審議において重要な役割を果たしております。

監査役箱崎一彦氏は、当事業年度開催の、全ての取締役会および全ての監査役会に出席し、財務諸表の信頼性確保、法令順守体制の監査や業務効率性の監査を行い、金融機関における長年の経験と豊富な知見に基づき、取締役会および監査役会にて必要な発言を適宜行っております。

監査役有田真紀氏は、当事業年度開催の、全ての取締役会および全ての監査役会に出席し、財務諸表の信頼性確保、法令順守体制の監査や業務効率性の監査を行い、公認会計士として専門的な見地から、取締役会および監査役会にて必要な発言を適宜行っております。

・重要な兼職先と当社との関係

取締役大槻延廣氏は、ニッポー株式会社の顧問であります。当社とニッポー株式会社の間には、資本関係および特段の取引関係はありません。

取締役近藤慶子氏は、名城大学学術研究支援センターの産学連携コーディネーターであります。当社と名城大学の間には、資本関係および特段の取引関係はありません。

監査役箱崎一彦氏は、川岸工業株式会社の常勤監査役であります。当社と川岸工業株式会社の間には、資本関係および特段の取引関係はありません。

監査役有田真紀氏は、日本P C サービス株式会社の社外取締役および株式会社ダイケンの社外取締役であります。当社と、日本P C サービス株式会社および株式会社ダイケンの間には、資本関係および特段の取引関係はありません。

## (5) 会計監査人の状況

① 名称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている内容としましては、税務関連業務によるものであります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

以上

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>82,634</b>	<b>流動負債</b>	<b>57,543</b>
現金及び預金	20,418	支払手形及び買掛金	17,395
受取手形及び売掛金	35,827	電子記録債務	9,729
電子記録債権	7,375	短期借入金	20,320
商品及び製品	10,194	1年内返済予定の長期借入金	668
仕掛品	4,965	リース債務	34
原材料及び貯蔵品	2,733	未払法人税等	618
その他	1,234	未払費用	1,878
貸倒引当金	△115	前受金	1,281
<b>固定資産</b>	<b>51,843</b>	賞与引当金	2,013
<b>有形固定資産</b>	<b>32,886</b>	工事損失引当金	487
建物及び構築物	8,626	環境対策引当金	2
機械装置及び運搬具	8,325	災害損失引当金	397
土地	13,808	その他の引当金	24
リース資産	110	その他	2,691
建設仮勘定	1,054	<b>固定負債</b>	<b>11,822</b>
その他	961	長期借入金	1,736
<b>無形固定資産</b>	<b>1,852</b>	リース債務	89
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,103</b>	環境対策引当金	20
投資有価証券	11,676	退職給付に係る負債	9,305
繰延税金資産	4,041	資産除去債務	318
その他	1,440	その他	351
貸倒引当金	△54	<b>負債合計</b>	<b>69,366</b>
<b>資産合計</b>	<b>134,477</b>	<b>純資産の部</b>	
		株主資本	61,271
		資本金	31,186
		資本剰余金	6,873
		利益剰余金	25,028
		自己株式	△1,817
		その他の包括利益累計額	2,695
		その他有価証券評価差額金	3,306
		為替換算調整勘定	△52
		退職給付に係る調整累計額	△558
		非支配株主持分	1,144
		<b>純資産合計</b>	<b>65,111</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>134,477</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		116,596
売 上 原 価		90,582
売 上 総 利 益		26,014
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,341
営 業 利 益		4,673
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	332	
そ の 他	290	622
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	150	
そ の 他	560	711
経 常 利 益		4,583
特 別 利 益		
災 害 損 失 引 当 金 戻 入 額	9	
固 定 資 産 売 却 益	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	18
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	44	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	8	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6	
そ の 他	3	63
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,538
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,174	
法 人 税 等 調 整 額	13	1,188
当 期 純 利 益		3,350
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		176
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,174

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日 期首残高	31,186	6,873	22,587	△1,831	58,816
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△733		△733
親会社株主に帰属する当期純利益			3,174		3,174
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				14	14
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,441	13	2,455
2021年3月31日 期末残高	31,186	6,873	25,028	△1,817	61,271

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
2020年4月1日 期首残高	771	△4	△1,690	△923	984	58,876
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△733
親会社株主に帰属する当期純利益						3,174
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						14
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,535	△47	1,131	3,619	160	3,779
連結会計年度中の変動額合計	2,535	△47	1,131	3,619	160	6,234
2021年3月31日 期末残高	3,306	△52	△558	2,695	1,144	65,111

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>62,906</b>	<b>流動負債</b>	<b>49,281</b>
現金及び預金	13,854	支払手形	4,539
受取手形	4,333	買掛金	5,490
売掛金	18,022	電子記録債権	6,257
電子記録債権	9,048	短期借入金	18,900
商品及び製品	8,785	1年内返済予定の長期借入金	626
仕掛品	3,524	リース債権	5
原材料及び貯蔵品	2,102	未払金	1,179
前渡金	78	未払費用	1,873
前払費用	258	未払法人税等	400
その他の金	2,914	前受り金	1,195
貸倒引当金	△15	預り金	6,490
<b>固定資産</b>	<b>55,331</b>	賞与引当金	1,372
<b>有形固定資産</b>	<b>27,800</b>	工事損失引当金	406
建物	5,958	災害損失引当金	397
構築物	780	その他の引当金	4
機械及び装置	6,877	その他の引当金	140
車両運搬具	28	<b>固定負債</b>	<b>8,934</b>
工具器具備品	701	長期借入金	1,207
土地	12,457	リース債権	18
リース資産	21	退職給付引当金	7,581
建設仮勘定	974	環境対策引当金	20
<b>無形固定資産</b>	<b>736</b>	資産除去債務	105
ソフトウェア	260	<b>負債合計</b>	<b>58,215</b>
施設利用権	2	<b>純資産の部</b>	
その他の	473	<b>株主資本</b>	<b>56,718</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,794</b>	資本金	31,186
投資有価証券	11,398	資本剰余金	6,959
関係会社株式	9,332	資本準備金	6,959
関係会社出資金	104	利益剰余金	20,390
長期貸付金	2,189	利益準備金	586
長期前払費用	43	その他利益剰余金	19,803
繰延税金資産	3,210	繰越利益剰余金	19,803
その他の金	532	<b>自己株式</b>	△1,817
貸倒引当金	△16	評価・換算差額等	3,303
<b>資産合計</b>	<b>118,238</b>	その他有価証券評価差額金	3,303
		<b>純資産合計</b>	<b>60,022</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>118,238</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	77,195
売上原価	60,071
売上総利益	17,124
販売費及び一般管理費	15,218
営業利益	1,905
営業外収益	
受取利息及び配当金	598
その他の	290
営業外費用	
支払利息	140
その他の	552
経常利益	2,101
特別利益	
災害損失引当金戻入額	9
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	0
特別損失	
投資有価証券売却損	8
ゴルフ会員権評価損	2
その他の	0
税引前当期純利益	2,104
法人税、住民税及び事業税	418
法人税等調整額	34
当期純利益	1,651

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
2020年4月1日 期首残高	31,186	6,959	6,959	513	18,958	19,472
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				73	△806	△733
当期純利益					1,651	1,651
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	73	844	918
2021年3月31日 期末残高	31,186	6,959	6,959	586	19,803	20,390

	株 主 資 本		評 価・換 算 差 額 等		純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2020年4月1日 期首残高	△1,831	55,786	770	770	56,557
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△733			△733
当期純利益		1,651			1,651
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	14	14			14
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			2,533	2,533	2,533
事業年度中の変動額合計	13	931	2,533	2,533	3,465
2021年3月31日 期末残高	△1,817	56,718	3,303	3,303	60,022

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社栗本鐵工所  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員			
業務執行社員	公認会計士	道幸 静児	㊦
代表社員			
業務執行社員	公認会計士	松本 勝幸	㊦
代表社員			
業務執行社員	公認会計士	武藤 元洋	㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栗本鐵工所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社栗本鐵工所  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員	業務執行社員	公認会計士	道幸 静児	㊞
代表社員	業務執行社員	公認会計士	松本 勝幸	㊞
代表社員	業務執行社員	公認会計士	武藤 元洋	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栗本鐵工所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、内部統制システムの構築・運用状況及びグループ会社における社内管理体制の整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監査役会については、毎月開催し、各監査役が行った監査の結果を他の監査役に伝え、意見交換するとともに、情報の共有に努め、独立した客観的な立場から取締役の業務執行について適法性及び妥当性を検証しました。また、監査役の監査活動の結果については、必要に応じ、取締役会や各部門の責任者に対して意見を伝えました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、内部監査部門から定期的実施した監査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びびびぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ検証いたしました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証（監査計画概要書、期末現物照合実査立会い、期末実地棚卸監査立会い等）するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告（各四半期・期末監査実施報告等）を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組み）については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社栗本鐵工所 監査役会

常勤監査役 村 田 実 ㊟

社外監査役 箱 崎 一 彦 ㊟

社外監査役 有 田 真 紀 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

#### 期末配当に関する事項

第125期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金40円  
配当総額は488,731,840円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月28日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株当たり70円となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合においても、剰余金の配当を実施することを可能とするため、取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう、変更案のとおり第43条（剰余金の配当等の決定機関）および第44条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）および第44条（剰余金の配当等）を削除し、その他所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。

### 2. 変更の内容

現行の定款と変更案は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)  <u>第7条 当社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	(削除)
<p>第8条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当等)  <u>第44条 剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に行う。</u>  <u>2. 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当（会社法第454条5項の規定による金銭の分配をいう。以下同じ）をすることができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の除斥期間) 第45条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は支払の義務を免れるものとする。 2. 未払の剰余金の配当及び中間配当には利息を付けない。</p> <p>(新株予約権付社債の転換時期) 第46条 新株予約権付社債の転換により発行された株式の剰余金の配当及び中間配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(剰余金の除斥期間) 第45条 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは当社は支払の義務を免れるものとする。 2. 未払の剰余金の配当には利息を付けない。</p> <p>(新株予約権付社債の転換時期) 第46条 新株予約権付社債の転換により発行された株式の剰余金の配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役 菊本一高、串田守可、岡田博文、屋地幹生、新宮良明、織田晃敏、大槻延廣、近藤慶子の8氏は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役8名（うち7名は再選任候補者です。）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	きくもと かず たか 菊本一高 (1956年4月14日生)	<p>1982年11月 当社入社                      2002年4月 当社建材事業部交野工場長                      2005年4月 当社建材事業部業務部長                      2009年4月 当社建材事業部技術本部長                      2011年4月 当社執行役員産業建設資材事業本部化成品事業部長                      2017年6月 当社取締役、産業建設資材・技術開発室担当                      2018年4月 当社取締役、産業建設資材・技術開発室・物流担当                      2018年6月 当社取締役上席執行役員、産業建設資材・技術開発室・物流担当                      2021年4月 当社代表取締役社長（現在に至る）</p> <p>[取締役候補者とした理由]                      同氏は、2017年6月の取締役就任以降、産業建設資材セグメント・技術開発室の発展に大きく貢献するとともに、2018年4月からは産業建設資材セグメント・技術開発部門の担当に加えて、新たに物流を担当し、当社グループ経営に貢献してまいりました。本年4月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を牽引するなど、豊富な経験と実績、強いリーダーシップを有していることから、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	5,634株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	くしだ もり よし 串田 守可 (1954年5月24日生)	<p>1979年4月 当社入社  2000年10月 当社鉄構事業部技術統括部長  2004年6月 当社取締役技術開発室長、事業企画室副室長、新規事業推進本部長、技術・設備担当  2010年6月 当社常務取締役技術開発本部長、技術・設備担当  2013年6月 当社専務取締役、パイプシステム・生産・技術・設備担当  2014年4月 当社代表取締役専務、パイプシステム・生産・技術・設備担当  2016年4月 当社代表取締役社長  2021年4月 当社取締役会長（現在に至る）</p> <p>[取締役候補者とした理由]  同氏は、2004年6月の取締役就任以降、主に技術・設備担当取締役として当社グループの技術開発ならびに投資計画に深く関与してまいりました。また、各セグメントの担当取締役としての実績に加え、常務取締役、代表取締役専務、代表取締役社長を歴任するなど、当社グループの経営に貢献をしてまいりました。本年4月からは取締役会長として、経営に関する経験、実績、高い見識を活かし、代表取締役社長をはじめとする取締役をサポートする役割を、今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	17,303株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
3	おか だ ひろ ぶみ <b>岡 田 博 文</b> (1955年6月21日生)	1981年4月 当社入社 2002年4月 当社機械事業部技術生産本部鍛圧機部長 2008年1月 当社執行役員機械事業部長 2008年6月 当社取締役機械システム事業本部長 2015年6月 当社常務取締役、機械システム・技術開発担当 2016年4月 当社常務取締役、機械システム・設備・開発P J 担当 2018年4月 当社専務取締役、技術・海外・設備・コンポジットプロジェクト室担当 2018年6月 当社取締役専務執行役員、技術・海外・設備・コンポジットプロジェクト室担当（現在に至る）  [取締役候補者とした理由] 同氏は、2008年6月に取締役、2015年6月には常務取締役として、機械システムセグメント・技術開発の発展に大きく貢献してまいりました。2016年4月からは、機械システムセグメントに加えて、設備・開発PJの推進を担当し、2018年4月には専務取締役として、当社グループの経営に貢献をしてまいりました。担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識を有しており、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	13,554株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	や じ み き お 屋 地 幹 生 (1955年2月13日生)	<p>1979年8月 当社入社  2000年7月 当社鉄管事業部企画部長  2011年4月 当社執行役員パイプシステム事業本部鉄管事業部長  2014年6月 当社取締役、パイプシステム担当  2016年4月 当社取締役、パイプシステム、産業建設資材・法務担当  2017年6月 当社常務取締役、パイプシステム・法務担当  2018年4月 当社常務取締役、パイプシステム・法務・人事・総務担当、大阪本店長  2018年6月 当社取締役常務執行役員、パイプシステム・法務・人事・総務担当、大阪本店長  2019年4月 当社取締役常務執行役員、パイプシステム・法務・人事・総務担当  2021年4月 当社取締役常務執行役員、人事・総務・法務担当(現在に至る)</p> <p>[取締役候補者とした理由]  同氏は、2014年6月の取締役就任以降、パイプシステム事業の発展に大きく貢献してまいりました。2016年4月からは、パイプシステムセグメントのみならず、産業建設資材セグメント・法務を担当し、2017年6月には常務取締役に就任、2018年4月からは、パイプシステム・法務部門に加えて、人事・総務部門を担当しております。本年4月からは人事・総務・法務を担当、担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識を有しており、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	9,142株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
5	しん ぐう よし あき <b>新 宮 良 明</b> (1957年7月21日生)	1983年4月 当社入社 2002年3月 株式会社佐世保メタル工場長 2005年6月 クリモトムック株式会社代表取締役社長 2009年10月 当社執行役員機械システム事業本部素材材エンジニアリング事業部長 2013年6月 当社取締役、統括管理・品質管理・監査担当、大阪本店長 2016年4月 当社取締役、人事・総務・安全衛生・品質管理・生産担当、大阪本店長 2018年4月 当社取締役、機械システム・品質管理・安全衛生・生産担当 2018年6月 当社取締役上席執行役員、機械システム・品質管理・安全衛生・生産担当 2021年4月 当社取締役上席執行役員、グループガバナンス(安全・品質管理・環境・CSR・監査・関係会社)担当(現在に至る)  [取締役候補者とした理由] 同氏は、2013年6月の取締役就任以降、人事・総務・安全・品質管理・生産他、統括管理担当取締役として、また2018年4月からは、機械システムセグメント・品質管理・安全衛生・生産他を統括する取締役として、当社グループの経営に貢献してまいりました。本年4月からはグループガバナンス(安全・品質管理・環境・CSR・監査・関係会社)を担当、担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識を有しており、当社グループ経営への貢献を今後も期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	8,890株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	おだあきとし 織田晃敏 (1961年7月24日生)	<p>1984年4月 当社入社  2005年4月 当社企画本部事業企画部長  2014年7月 当社人事室長  2017年6月 当社執行役員総合企画室長  2019年4月 当社上席執行役員、財務・総合企画担当、総合企画室長  2020年6月 当社取締役上席執行役員、財務・内部統制・総合企画室・関係会社・監査担当  2021年4月 当社取締役上席執行役員、財務・内部統制担当  (現在に至る)</p> <p>[取締役候補者とした理由]  同氏は、2020年6月の取締役就任以降、財務・内部統制・総合企画室・関係会社・監査を担当するなど、豊富なマネジメント経験を有しております。本年4月からは、当社の財務体質、内部統制機能の強化に集中し、財務・内部統制を担当しております。担当分野・経営に関する経験、実績、高い見識が、当社グループ経営への今後の貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	1,338株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
7	<p>こん どう けい こ 近 藤 慶 子 (1963年1月5日生)</p>	<p>1985年4月 九州大学法学部文部教官助手  2009年4月 名古屋工業大学研究協力会事務局長  2011年4月 名古屋工業大学産学官連携センター客員教授  2012年9月 オックスフォード大学客員研究員  2015年4月 国立研究開発法人科学技術振興機構マッチングプランナー・産学官連携推進マネージャー  2018年4月 名城大学学術研究支援センター産学連携コーディネーター  2019年6月 当社社外取締役（現在に至る）  2021年4月 名城大学学術研究支援センターリサーチ・アドミニストレーター（URA）（現在に至る）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]  同氏は、大学研究機関の事務局長や客員教授、科学技術振興機構におけるマッチングプランナー・ナノテクマネージャーとしての経験から培われた、「産学官連携活動」に関する多面的かつ専門的な知見を有しております。また、豊富な海外経験を通じて、海外研究者の実情等、国際事情にも精通しております。同氏のこれまでの実績に基づく外部からの視点が、「ダイバーシティの推進」や「産学官連携活動」の推進に有用であり、経営陣から独立した客観的立場から経営への適切な助言を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p> <p>同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	456株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	※ さとうともひこ 佐藤友彦 (1955年6月22日生)	1978年4月 稲畑産業株式会社入社 2012年6月 同社執行役員住環境本部長 2013年6月 同社取締役執行役員住環境本部担当 2015年6月 同社取締役常務執行役員合成樹脂第二本部・住環境本部担当 2019年6月 同社取締役常務執行役員化学品セグメント・人事担当(現在に至る)  [社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要] 同氏は、住環境、合成樹脂、化学品等の事業分野において、事業領域を拡大されてこられた専門商社で取締役を含めた要職を歴任された経験に基づく外部からの視点が、当社グループの経営全般、とりわけ当社の「経営体制の充実と多様性の確保」、「コーポレートガバナンスの強化」に有用であり、経営陣から独立した客観的立場から当社グループ経営への適切な助言を期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 各取締役候補者については、社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」における諮問を経た上で、取締役会決議により決定しております。  
 4. 近藤慶子氏および佐藤友彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、近藤慶子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結のときをもって、2年となります。  
 5. 当社は、近藤慶子氏との間で、当社定款第29条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、佐藤友彦氏が社外取締役に選任された場合には、当社は同氏との間で、当社定款第29条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項第1号ハに規定する額としております。  
 6. 近藤慶子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役に再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同様に、佐藤友彦氏が社外取締役に選任された場合にも、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
 7. 各取締役候補者の所有する当社の株式の数には、クリモト役員持株会およびクリモト従業員持株会における本人の持分を含めております。  
 8. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 箱崎一彦、有田真紀の両氏は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。

つきましては、あらためて監査役2名（うち1名は再選任候補者です。）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	あり た ま き 有田真紀 (1968年7月10日生)	<p>1996年6月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）大阪事業所入所</p> <p>2003年7月 有田真紀公認会計士事務所開設（現在に至る）</p> <p>2014年11月 日本PCサービス株式会社社外取締役（現在に至る）</p> <p>2015年5月 株式会社ダイケン社外取締役（現在に至る）</p> <p>2017年6月 当社社外監査役（現在に至る）</p> <p>[社外監査役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、公認会計士として財務・会計ならびに監査に関する専門知識・豊富な経験に基づいて、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明してまいりました。当社グループ経営に対する客観的な意見表明を今後も期待できるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。</p> <p>同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	1,290株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>※ ほんだ おさむ 本多 修 (1958年3月4日生)</p>	<p>1981年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 2001年6月 同行営業第二部第三班参事役(班長) 2002年4月 みずほ証券株式会社経営企画グループ人事部シニアマネジャー 2009年4月 同社執行役員経営企画グループ人事部長 2011年4月 同社理事 2011年6月 日本証券代行株式会社取締役副社長 2012年6月 日本電子計算株式会社取締役(人事・総務担当) 2015年6月 株式会社証券ジャパン取締役専務執行役員 2017年6月 株式会社ニッチツ代表取締役専務取締役 2019年6月 同社代表取締役副社長(現在に至る)</p> <p>[社外監査役候補者とした理由] 同氏は、大手銀行における豊富な経験と、数々の金融関連企業で取締役を含めた要職を歴任された経験に基づいて、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明していただくことが期待できるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。</p>	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
2. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。  
3. 有田真紀氏および本多修氏は、社外監査役候補者であります。なお、有田真紀氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結のときをもって、4年となります。  
4. 当社は、有田真紀氏との間で、当社定款第39条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、本多修氏が社外監査役に選任された場合には、当社は同氏との間で、当社定款第39条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項第1号ハに規定する額としております。  
5. 有田真紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外監査役に再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同様に、本多修氏が社外監査役に選任された場合にも、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
6. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
7. 各監査役候補者の所有する当社の株式の数には、クリモト役員持株会およびクリモト従業員持株会における本人の持分を含めております。

## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役 赤松秀世氏の選任の効力が本定時株主総会開始のときをもって失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

候補者澤井幹人氏は、監査役村田実氏の補欠監査役として、候補者赤松秀世氏は、第4号議案「監査役2名選任の件」が承認可決された場合、社外監査役に就任される有田真紀氏および本多修氏の補欠監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	さわ いもと ひと 澤井 幹人 (1950年3月25日生)	<p>1973年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>1999年11月 同行船場支店長</p> <p>2004年7月 エス・バイ・エル株式会社（現 株式会社ヤマダホームズ）取締役管理本部長</p> <p>2008年7月 当社入社 当社常務執行役員、財務企画担当</p> <p>2011年6月 当社取締役、財務担当、大阪本店長</p> <p>2014年6月 当社常務取締役、財務・内部統制・関係会社担当</p> <p>2016年6月 当社専務取締役、財務・内部統制・監査・関係会社担当</p> <p>2018年6月 当社取締役専務執行役員、財務・内部統制・監査・関係会社担当</p> <p>2020年6月 当社取締役専務執行役員退任 当社顧問（現在に至る）</p> <p>[補欠監査役候補者とした理由] 同氏は、大手銀行における豊富な経験と、当社における取締役としての経験に基づいて、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明していただくことが期待できるものと判断し、補欠の監査役候補者といたしました。</p>	10,596株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	あかまつひでよ 赤松秀世 (1949年2月6日生)	<p>1973年11月 西兵庫信用金庫入庫 1977年11月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 1982年11月 赤松公認会計士事務所開設 2000年1月 神明監査法人設立に参画 2001年11月 同法人代表社員(現在に至る) 2013年6月 当社社外監査役 2017年6月 当社社外監査役退任</p> <p>[補欠の社外監査役候補者とした理由] 同氏は、公認会計士として培われた会計知識と豊富な経験を有しており、当社グループの経営全般に対して独立かつ中立の立場から客観的な意見を表明していただくことが期待できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	1,000株

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。  
 2. 赤松秀世氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 赤松秀世氏が社外監査役に就任された場合には、当社定款第39条および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項第1号ハに規定する額といたします。  
 4. 赤松秀世氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は新たに同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
 5. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

### 1. 提案の理由

当社は、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会において取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）現在に至っておりますが、今般、2021年3月1日に改正会社法が施行されたことに鑑み、取締役に対する本制度について、非金銭報酬の総額の上限額に加え、新たに1事業年度当たりの付与ポイント数（株式数）の上限等を株主総会において決議することが相当であると判断いたしました。そのため、本制度の内容を原決議の内容から変更するものではありませんが、本制度の報酬枠再設定（下記3.（5）および（6））につき、あらためてご承認をお願いするものであります。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

### 2. 本制度の報酬枠再設定を相当とする理由

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく現行の役員株式報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり（事業報告〔本招集ご通知16～17頁〕をご参照ください）、本議案の内容は相当であるものと考えております。

### 3. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める「取締役株式給付規程」に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の給付を受ける回数は、原則として毎年2回となります。

#### （2）本制度の対象者

当社の取締役（なお、社外取締役、監査役は本制度の対象外としております。）

#### （3）信託期間

2016年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、「取締役株式給付規程」の廃止等により終了します。）



#### (4) 信託金額

当社は、2016年3月末日で終了した事業年度から2018年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役への給付を行うための株式の取得資金として、92,950,000円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式55,000株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に180百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、原決議により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

#### (5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり48,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は144,000株となります。

#### (6) 取締役に給付される当社株式の数の上限

取締役に、事業年度ごとに、「取締役株式給付規程」に基づき業績達成度や役位等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、48,000ポイントを上限とします。なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）

また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（48,000株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.3%です。

下記（7）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、受益者確定日（下記（7）において定義します。）時点までに当該取締役に付与されたポイントを合計した数とします（以下、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式の給付

取締役は、原則として、「取締役株式給付規程」に定める1事業年度ごとの所定の日又は取締役を退任する日のいずれか早い日（「受益者確定日」といいます。）に所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（6）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、「取締役株式給付規程」に定める給付日に、本信託から給付を受けます。これにより、取締役は在任中、1事業年度当たり2回、当社株式の給付を受けることとなります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。係る方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

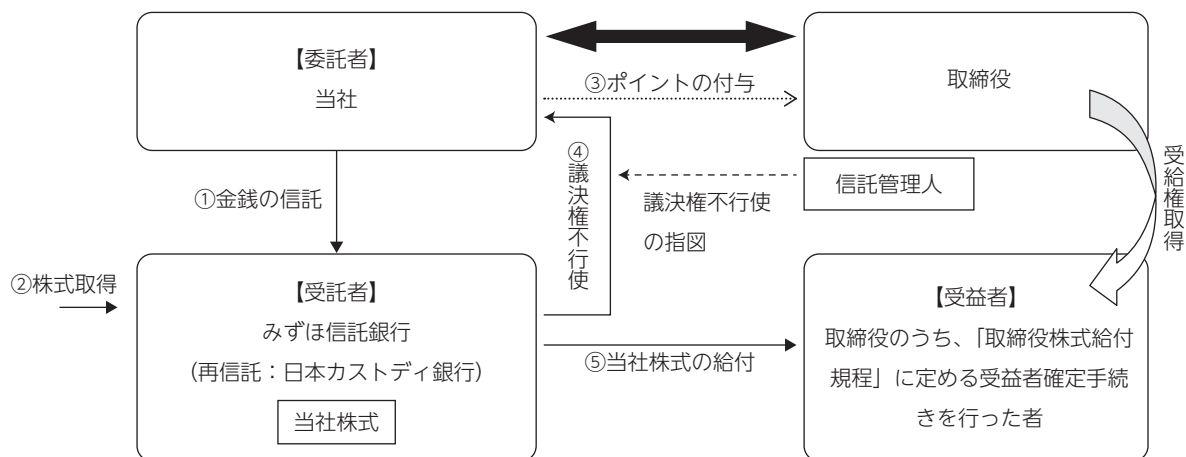
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「取締役株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「取締役株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



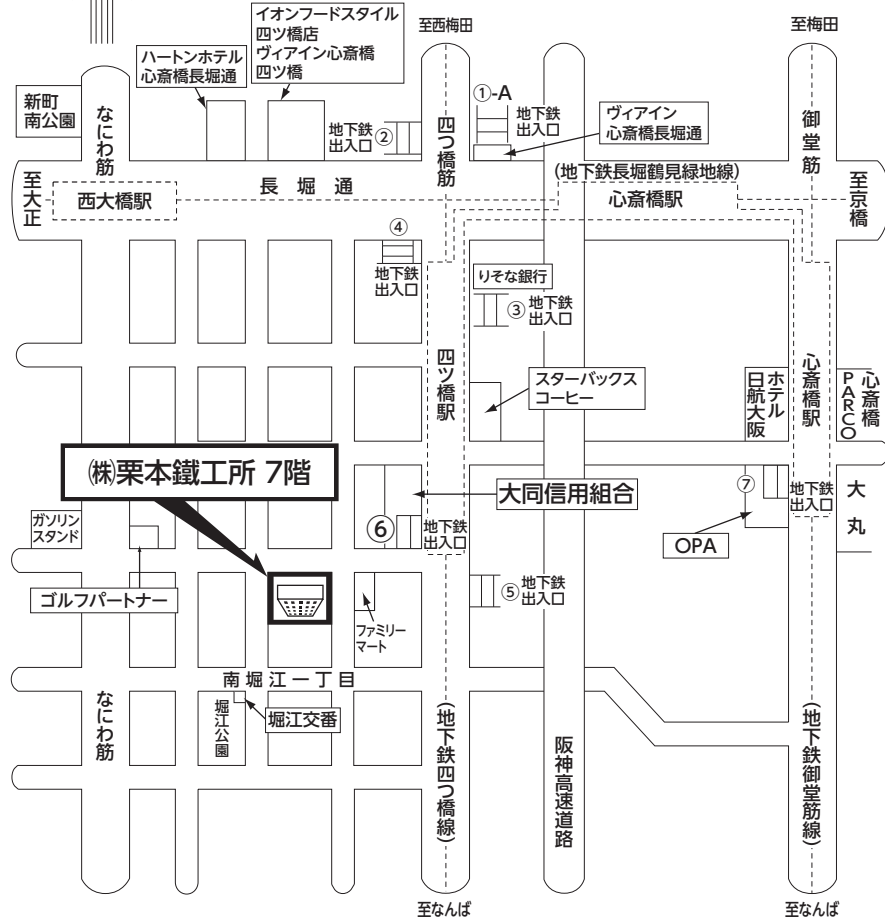
- ① 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ② 本信託は、①で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ③ 当社は、「取締役株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ④ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 本信託は、取締役のうち「取締役株式給付規程」に定める所定の受益者確定手続きを行った者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上

# 株式会社栗本鐵工所 定時株主總會 会場ご案内図

大阪市西区北堀江一丁目12番19号

TEL(06)6538-7601



※ ご来場の際は、四つ橋駅⑥番出入口が便利です。  
駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。